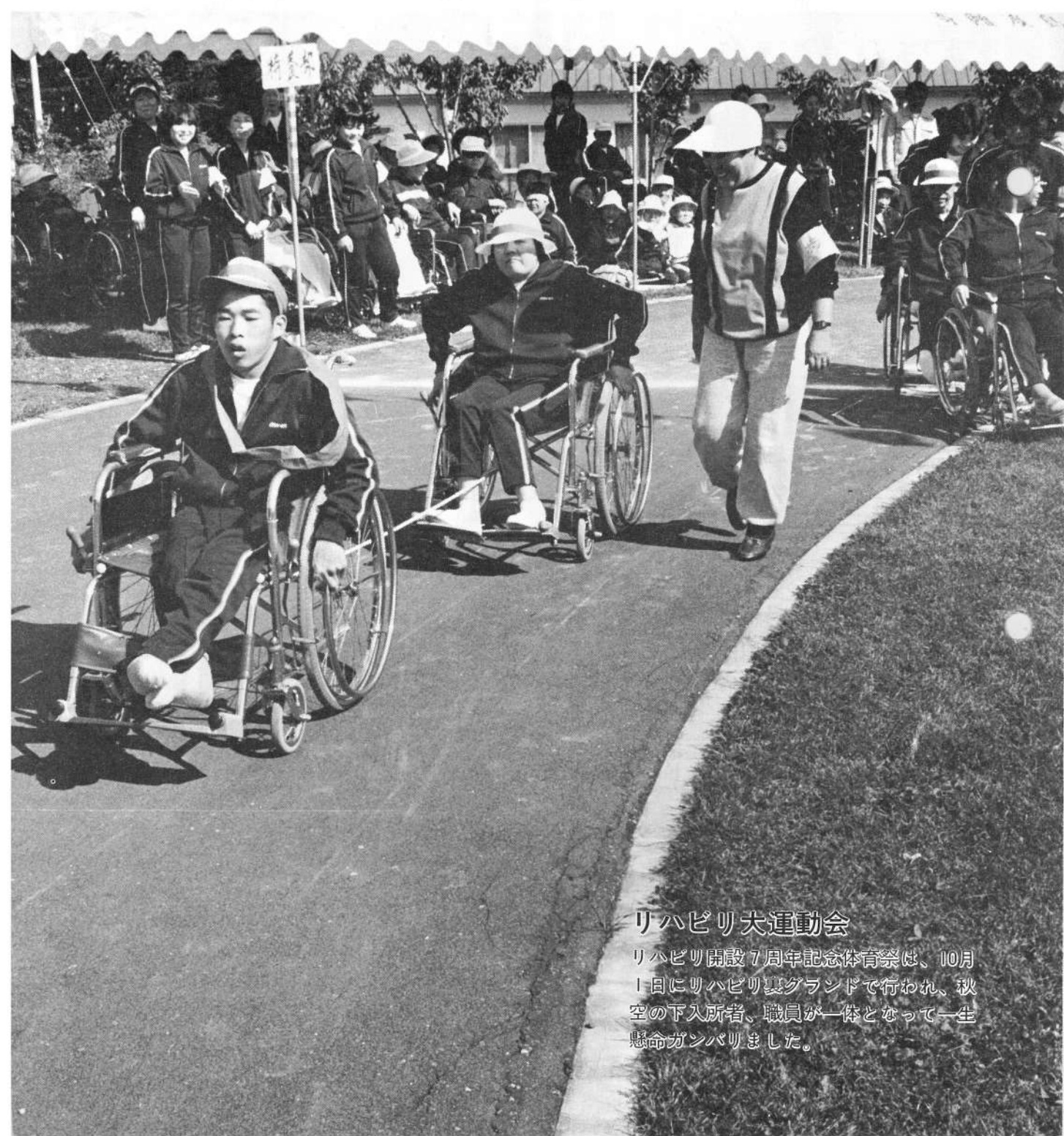


'83

10・11月号

No.168号

リハビリ



リハビリ大運動会

リハビリ開設7周年記念体育祭は、10月1日にリハビリ裏グラウンドで行われ、秋空の下入所者、職員が一体となって一生懸命ガンバりました。

昭和58年

第3回村議会
定例会

- 教育委員に山崎篤也氏の任命同意
- 固定資産評価審査委員会委員に古村敏男氏の選任同意
- 人権擁護委員に川村太一氏の推せんを適任決定等

昭和五十八年第三回村議会定例会は、九月十九日に開会され、会期を四日間に決め、諸報告、村長の行政報告のあと議案審議にうつり、一般会計補正予算、特別会計補正予算、村条例の一部改正、教育委員に山崎篤也氏を任命し、固定資産評価審査委員に古村敏男氏を選任し、人権擁護委員に川村太一氏を推せんし、意見書を採択し昭和五十七年度各会計決算を認定して閉会いたしました。

昭和五十八年第三回村議会定例会は、九月十九日に開会され、会期を四日間に決め、諸報告、村長の行政報告のあと議案審議にうつり、一般会計補正予算、特別会計補正予算、村条例の一部改正、教育委員に山崎篤也氏を任命し、固定資産評価審査委員に古村敏男氏を選任し、人権擁護委員に川村太一氏を推せんし、意見書を採択し昭和五十七年度各会計決算を認定して閉会いたしました。

議案第三号

昭和五十八年度鹿部村一般会計補正予算について

一般会計の総額に歳入歳出それぞれ五二九四万五千円を追加し、予算総額を一六億一六九二万一千円としました。歳出の主なものは、次のとおりです。

- 基本図作製費
- 町制施行経費
- 山村振興事業経費
- 水産振興事業費
- 鹿部漁港整備事業負担金
- 道路用地購入費
- 道路パトロール車購入費
- 消防事務組合負担金
- 小学校改築準備調査委託料
- 水力発電施設周辺地域交付金事業備品購入費

議案第四号

昭和五十八年度鹿部村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について

国保会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ一五四万八千円を追加し、歳入歳出それぞれ三億八千七百九千円としました。

議案第五号

昭和五十八年度鹿部村老人保健特別会計補正予算について

老人保健会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ三二四万一千円を追加し、歳入歳出それぞれ一億九千六百四十四円としました。

議案第六号

議案第二十七号

村条例改正

—省略—

議案第二十八号

鹿部村教育委員会委員の任命について

教育委員に次の方を任命することに同意しました。

○氏名 山崎 篤也

議案第二十九号

鹿部村固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の方の選任同意を得ました。

○氏名 古村 敏男

諮問第一号

人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

人権擁護委員の推せんについて次の方を適任としました。

○氏名 川村 太一

議案第一号

昭和五十八年度鹿部村一般会計補正予算専決処分報告承認について

七月十九日に町制施行に関する経費一五五万円、特別母と子の家補修工事請負費五七万円、計一七二万円を専決処分したので、その報告をし、承認を受けました。

議案第二号

昭和五十八年度鹿部村一般会計補正予算専決処分報告承認について

八月一日に法人税還付金として一九〇万一千円を専決処分したので、その報告をし、承認を受けました。

意見第一号

国立病院、療養所の廃止や地方移管、民営化、現場業務の民間下請けに反対し、医療従事職員の大幅増員を求める要望について

国立病院、医療所の廃止や地方移管、民営化、現場業務の民間下請けに反対し、医療従事職員の大幅増員を求める要望について、次のとおり意見書を提出することとしました。

国立病院、療養所の廃止や、地方移管、民営化、現場業務の民間下請けに反対し、医療従事職員の大幅増員を求める意見書

〔要旨〕

国立病院、療養所の廃止や地方移管、民営化、現場業務の民間下請けに反対し、医療従事職員の大幅増員を求めることについて

〔理由〕

第二次臨時行政調査会の答申は、大企業の利益を優先し、軍事費を聖域扱いとしながら、一方医療、年金、福祉、文教など国民生活全般にかかわる分野を大幅に削減することをもとめています。

そのなかで、国立病院、療養所に対して(一)地方自治体への移管、または民営化(二)施設の整備統廃合(三)現場業務の民間下請けなどを打ち出しています。

国立病院、療養所は戦後二十数年国民や地域住民と結びついた「国立医療機関」として営利を目的としない運営をはかってきました。その主なものは(一)他の私的、公的医療機関では受け入れることが困難な高度、総合的な診療機能を發揮し、地域医療の中心的、指導的役割を担い、(二)国民の疾病構造の変化のもとで結核のみならず、各種難病、小児慢性疾患、脳卒中、精神等の長期慢性疾患の専門的機能強化の役割を果たしてきました。現に、国立病院、療養所では一日当り約九万名の入院患者、約五万名の外來患者の診療を遂行し、地域住民、国民各層にその存在が

深く定着してきています。

国立病院、療養所の運営を国が放棄し、地方自治体に移管し、その運営を押しつけることは、これまで果してきた「国立医療機関」としての役割を否定し、国の責任を放棄するだけではなく、地方自治体の財政をいっそう圧迫することとは明らかであり、さらに民営化は医療の採算、営利主義を強制し、結果として住民医療を大幅に後退させるものです。

このように臨時答申の内容は、国立病院、療養所に対して、「いつでも、誰でも、お金の心配なくかかる病院」として充実、発展を望む地域住民の要求を否定するものであります。

以上の趣旨を御理解いただき、国立病院、療養所が真に地域住民の生命と健康を守るために存続させ、必要な医療従事者を確保して、十分な医療が受けられるようにするために下記の事項を各関係省庁並びに政府に強く要望する。

記

一、地域住民の医療の充実、発展させるため、国立病院、療養所の廃止や自治体の移管、または民営化計画をとりやめること。

二、国立病院、療養所は地域における疾病構造の変化や医療需要に対応して、医療従事職員の大幅増員にもとづく増床や養成、研修機能の強化を積極的にはかること。

三、国立病院、療養所の現場業務の民間下請けは行なわないこと。
四、七飯町の国立療養所第一病院の総合病院化をはかること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。
提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣
厚生大臣、自治大臣
行政管理庁長官

議案提出者 西谷正昭

賛成者 松川義雄

渡部良次

佐藤友一

認定第一号

昭和五十七年度鹿部村一般会計歳入歳出決算認定について

昭和五十七年度鹿部村一般会計決算を認定しました。

決算総額は、歳入一五億八九九万五千五百四十四円、歳出一四億九千九百三十九万七千九百七十四円です。

認定第二号

昭和五十七年度鹿部村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

昭和五十七年度国保会計決算を認定しました。

決算総額は、歳入一億九千一六九万四千七百七十四円、歳出一億八千三百六十九万六千九百七十四円です。

認定第三号

昭和五十七年度鹿部村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

昭和五十七年度老人保健会計決算を認定しました。

決算総額は、歳入一六九万四千九百二十九円、歳出一三万二千一百一十円です。

認定第四号

昭和五十七年度鹿部村ミンク飼育事業特別会計歳入歳出決算認定について

昭和五十七年度ミンク会計決算を認定しました。

決算総額は、歳入歳出それぞれ一億四千万七千九百七十四円です。

認定第五号

昭和五十七年度鹿部村水道事業会計歳入歳出決算認定について

昭和五十七年度水道会計決算認定をしました。

決算総額は、歳入五億八千一百万二千五百五十四円、歳出五億三千四百三十五万五千五百五十四円です。





商品を購入するため積立てをしてきましたが、契約した機種が古くなったので新しいものに変更したいのですが……

Q ミシンの購入契約をして、三年ほど前から毎月二千元ずつの積立てをしてきました。今月で満期ですが、契約した機種が古くなつてしまい、新しい型のものを勧められました。

ところが、新しい型のミシンを受け取つて差額を後払いにすると、今までに比べて何かが割高な支払いをしなければならぬように迷っているのですが……

A ミシンや家電製品などの耐久消費財を買う場合、あらかじめ代金を積み立てておき、積立金が満期

前払式割賦販売

利点も多い反面、契約の変更や解除は不利になります

積立金がいよいよ満期



になってから、その商品を受け取る販売方法を「前払式割賦販売」と呼んでいます。

前払式には、普通の先渡式(後払式)割賦販売に比べて次のような利点があります。

- ①積立金が少額で加入しやすい
- ②現金価格より、割安になっている

〈契約期間中に〉

モデルチェンジも

お尋ねのケースですが、前払式割賦販売では契約期間が長い

しまうと、前払式の利点はなくなってしまう。特に、解約をした場合は、契約にかかった費用や集金手数料などが差し引かれ、掛金が全額戻りませんので、注意が必要です。

〈契約するとき〉

業者を選んで

ところで、この前払式割賦販売方式の場合、購入者は商品を受け取る前にその代金を支払うことになるので、販売する業者のほうに十分な資力や信用がないと、購入者には危険が伴います。

そこで消費者保護の立場から、この方式を採用する業者は、通商産業大臣の許可を受けなければならぬことになっています。ミシンなどを前払式で買うときは、許可を受けているかどうかを尋ねてみたり、パンフレットなどをよく読んで、その業者が本当に信頼できるかどうかを判断することが大切でしょう。そして何より、その商品が将来も本当に必要なものかどうかを冷静になって考えられる余裕を持ちたいものです。

また、契約の途中で商品を変えたり、商品の引渡しを受けて

〈解約すると〉

利点がなくなります

なお、前払式割賦販売で不審な点がある場合は、最寄りの通商産業局までお問い合わせください。

カギの再点検を

これから歳末にかけて空き巣ねらいや、ひったくり犯の「かせぎ時」です。

空き巣ねらいから家を守るには、まず、カギをかけることです。

「何だ、簡単だ」と思われる方もおられると思いますが、これが意外とできていないのです。

空き巣ねらいの「仕事」の時間は、何と三分から五分くらいだそうです。

五、六分の買物だからと気を許すのは禁物です。

お出かけは、カギをかけることはもちろん、隣り近所にもひと声かけることも忘れなく。

森警察署と鹿部防犯協会では、十月十七日に村内の防犯診断をしましたが、カギは不備なものが多かったようです。

お宅でもこの機会にカギの再点検をしてはいかがでしょうか。





運動は成人病を予防し、健康づくりを進めていくうえで、「栄養」の果たす役割が重要なのはいうまでもありません。しかし、栄養面にだけ注意していれば十分かという点それは誤りです。

例えば、摂取カロリーを適度



に抑えても、全く運動しなければ実質的にはカロリーオーバーとなり、成人病の大きな原因である肥満を招きます。

一方、多少肥満がみであつても、適度な運動を続けていけば高脂血症や動脈硬化などの成人病の予防は可能です。「運動」は、体力づくりに役立つとともに、ストレスに対する抵抗力を強め

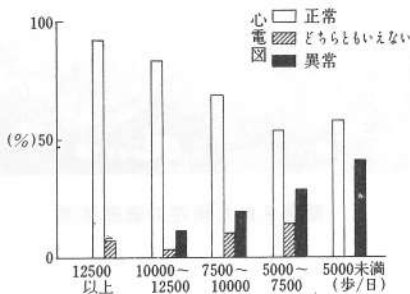
医療費の適正化と健康づくり

健康づくりのための運動

たり、老化に伴う各種の能力低下を防止する効果があります。

健康状態に合った運動を見つめよう

一般に「運動」というと、激しい競技スポーツを頭に浮かべる人が多いかもしれませんが、しかし、健康づくりの観点からの運動には、ラジオ体操や散歩の



ような軽いものも含まれます。軽い運動でも健康づくりに役立つことを示す例として、図のような、歩行数と心電図の関係があります。多く歩く人ほど心電図上に現れる異常(狭心症や心筋梗塞に陥りやすい状態を示す変化)が少なくなっています。

しかし、運動が健康によいからといって、ただやみくもに自己流の運動をするのでは効果が上がらないばかりか、危険を伴うことさえあります。自分の健康状態に合った運動プログラムを専門家(医師など)につくってもらおうとよいでしょう。

運動をする場合に大切なのは、自分に合った運動を根気よく続けることです。

税金 二 教室 相続と税金

相続税とは

相続税は、亡くなった人の財産を妻や子供などがもらったとき、そのもらった人にかかる税金です。

相続税のしくみ

相続税は、もらった「正味の遺産額」が「基礎控除額」(二千万円と、四百万円に法定相続人の数を掛けた金額との合計額)を超える場合に、その超える額に対して課税されます。

例えば、法定相続人が妻と子供三人の合計四人の場合、基礎控除額は三千六百万円(二千万円+(四百万円×四))となり、「正味の遺産額」がこの範囲内であれば相続税はかかりません。

法定相続人と法定相続分

だれが相続人になるか、相続分はどうかについては民法に定められています。(表参照)

相続人と法的相続分

相続人	法定相続分
子がいる場合	妻 1/2
	子 1/2 (人数分に分ける)
子がない場合	妻 3/4
	父母 1/4 (人数分に分ける)
子も父母もいない場合	妻 3/4
	兄弟姉妹 1/4 (人数分に分ける)

の額に対応する相続税額 ☆未成年者控除 相続人が未成年の場合、二十歳からその年令を引いた年数に、三万円を掛けた額 ☆障害者控除 相続人が心身障害者の場合は、七十歳からその年令を差し引いた年数に、三万円(特別障害者の場合は六万円)を掛けた額

相続税の申告

被相続人が死亡した日の翌日から六か月以内に、被相続人の住所の税務署に申告します。

その他詳しくは税務課又は、函館税務署へお問い合わせ下さい。

「正味の遺産額」から「基礎控除額」を差し引いた「課税遺産額」に一定の税率を掛けて計算されますが、次のような「税額控除」があります。

税額控除

☆配偶者の税額軽減 配偶者は、正味の遺産額の二分の一(四千万円に満たない場合は四千万円)まで

●正味の遺産額 被相続人(死亡した人)の遺産の総額から、非課税財産、被相続人の債務や葬式費用を差し引いたものをいいます。

●非課税財産 相続税のかからない財産で、墓所や仏壇のほか、相続税の申告期限までに国や地方公共団体または特定の公益法人に寄付した財産などをいいます。

鹿部今昔

- 2 -

鹿部漁港の危機

鹿部漁港は、年々工事が進められ立派になっていきますが、出来た当時はただ防波堤としてケーソンを入れただけにすぎなかった。昭和四年の春に駒ヶ岳が噴火するまではそこには刃鈴木和助さん（元白尻村長鈴木慶一さんの父）の漁場があつて海岸は石ころの浜でありました。駒ヶ岳の噴火により、火山灰や軽石で埋まりましたが、波に洗われて元の浜のようになつたところへ鹿部漁港が造られたのであります。

しかし、築港により潮の流れも変わり、漁港の東側に砂がどんどん溜り、遂に港内に流入するようになって、除去しても除去しても流入し、とうとう船の出入りもできなくなり、船が入る余地もなくなって「船入澗」ではなく「砂入澗」と云われるようになり、鹿港の声さえ萎んだのであります。同じ頃白老虎杖浜の漁港も砂の流入により鹿港となつており、このままでは鹿部漁港も同じ運命と思われました。



整備された現在の鹿部漁港

そこで常路青年団（大岩青年団）で相談をして「国でやらないなら我々の手で、出来るだけやってみよう」ということになり、青年団では、仕事の都合がつく者が毎日手弁当で出て、港内の砂を掘り上げて依に詰めて潮上に積み上げる作業を始めました。これは労少なくして効果は非常に大でありました。

数日して突然に鹿港に関して農林省の視察団一行が、村長と数人の村議会議員とやつて参りました。そして、青年団員が汗まみれになって一生懸命作業をしているのを見て大変驚きました。実は村長もこの作業のことは知らなかったのであります。そして青年団が積

んだ防波堤をみて廻り「よし次代を背負う青年団がこれ程真剣にやっているなら本庁でも本腰を入れて取組もう」と即断してくれました。宮内村長さんの喜びは非常なものであります。

国によって再開された復旧工事では立派な防砂壁兼防風壁が設けられ現在の整備された漁港の基となったのであります。

時は昭和九年のことでありました。

この作業で活躍したのは、当時の常路青年団の各班長、飯田長一郎、熊川一郎、盛田留蔵、中山逸郎、本別の高橋浅太郎の諸氏でありました。

（大沼 盛田啓五郎）



夜なべ

夜なべ——知ってはいても、今では口に出して使うことのほとんどなくなった言葉の一つです。勉強の「一夜漬け」やマージャンで「徹夜」することはあつても、夜中まで手仕事などに精を出すことが少なくなつたからでしょうか。

夜なべという言葉の語源を辞書で見ると、二つの考え方があつたようです。

一つは「昼夜二延べ」時間ヲ補フコト（大言海）つまり「夜延べ」が夜なべになつたというもの。

もう一つは「夜、鍋をかけて夜食をとりながら仕事をすることによる」という（広辞苑）。こちらは「夜鍋」に由来するといふものです。

いずれにしろ、夜なべは歳時記では秋の季節。昔の農村では、秋の夜長に男は縄ないやムシロ編みなどを、女は糸つむぎ、針仕事などをしたものです。こんなときの明かりは、鍋がかかったイロリの火だつたかも知れません。



ところで、明かりを絶やさないために「夜なべ」をする人たちがいます。灯台守です。灯台守の厳しい暮らしぶりは映画にもなりましたが、今では無人化が進み、全国に二千五百五十二か所（五十八年三月現在）ある灯台のうち、有人灯台はわずか九十一か所になりました。

そして灯台そのものも変わつて、光を出すだけでなく、音波や電波を使って位置を知らせるものもありました。

十一月一日は灯台記念日。

かがり火や油紙で囲つた灯火——いわゆる和式灯台に代わつて、日本で最初の洋式灯台である観音崎灯台（神奈川県）が着工したのがこの日だつたといわれています。

カメラ・アイ

“リハビリ開設七周年記念体育祭”

リハビリ体育祭は、十月一日九時三〇分からリハビリ裏グラウンドで行われました。入所者、職員はみんないっしょになって秋の一日を楽しみました。



アリヤ!?メガネまでまっ白
大福さがしゲームでは、みんな顔をまっ白にして大奮闘



どこにいるの、大福さん
みんな大福をさがして悪戦苦闘していました。



介添人つき大レース
なごやかなシーンですが、みんな一生懸命頑張りました。



車イスを使つた
弥次、喜多レース
車イスをつないでリレー競争。



仮装では大爆笑。
アラレちゃんやヒゲの親分さんが登場して大爆笑でした。



あつ／割れる。
ケツ圧測定レースでは、船船をもつた職員が圧倒される程のファイトでした。

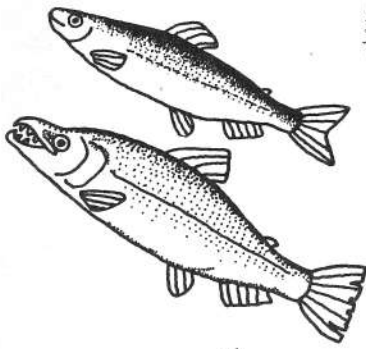
お知らせ



さけ、ます密漁防止 にご協力を

今年も河川における、さけ、ます親魚の最上最盛期を迎えましたが、毎年各地域で密漁が多発し、さけ、ます増殖事業に重大な障害となつていきます。

渡島支庁では、十月一日から三十一日までの一ヶ月を、「さけ、ます密漁防止強調期間」に定め、資源保護を強力に推進していますので、みなさんのご協力をお願いします。



新築公営住宅入居者を 募集しています

昭和五十八年度建設公営住宅の入居者を次のとおり募集していますので、入居希望者は役場企画管財課まで申し込み下さい。

☆募集住宅

はまなす団地二種三DK 四戸

☆申込期間

十月二十日～十一月五日

☆家賃

一ヶ月 一九、〇〇〇円(予定)

☆入居月日

十一月二十日(予定)

☆申し込みの方法

役場企画管財課に備え付けの用紙に記入捺印の上申し込み下さい。

☆入居資格

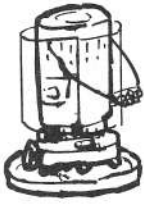
○現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

○政令で定める基準の収入があるもの。

○現に住宅がなく困っているもの。

その他詳しいことは役場企画管財課までお問い合わせ下さい。

(企画管財課)



鹿部から テレビ生中継放送

NHK総合テレビ(九)で、次により鹿部村からテレビ生中継放送をすることになりました。

日時 十一月八日(火)

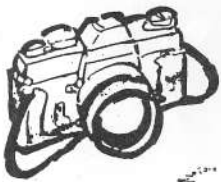
午後六時三〇分から

場所 鹿部漁港 他

官公署へ提出する書類 の作成は行政書士へ 依頼しましょう。

行政書士法により他人の依頼を受けて、報酬を得て、官公署に提出する書類等の作成は資格をもつた行政書士でなければできないこととなっておりますので、官公署へ提出する書類は専門の行政書士へ依頼しましょう。

(北海道行政書士会)



昭和五十八年度 鹿部村文化祭を 開催します。

昭和五十八年度鹿部村文化祭を次のとおり開催いたします。

十一月三日(文化の日)

◎芸能発表

午前十時～午後三時

○日舞 藤間会

○民謡 民謡愛好会

○歌謡 カラオケ愛好会

○演奏 鹿部中学校
吹奏楽部

◎作品展示

午前九時～午後五時

手芸、書道、陶芸、写真、

活花、七宝焼、リハビリ作

品、幼稚園・小学校・中学

校作品

◎アメリカンフラワー実演講習会

午前十時～

※受講料は無料ですが、材料

費として千円を申し受けます。

◎食堂

午前十一時～午後二時

※食券は前売りですが、当日

売りも若干あります。

(教委 社会教育課)



昭和57年度 鹿部村文化祭



鹿部カラオケ歌謡大会

寺島 徹くん

葛西 育美さん

フレッシュさん

-11-



◎職場について
小さいころから、クルマと機械いじりが好きで、将来は車の整備

◎昭和五十四年鹿部中学校卒業。
同年四月ヤマトモーターズ勤務



◎去年の三月に大妻高校を卒業。
四月葛西商店に勤務

◎職場について
職場の葛西商店は、父の経営する商店で、父、母、姉そして私の

◎今後の鹿部村について
私は中学校時代に吹奏楽部でドラムをやってから卒業後の今も仲間とバンドをつくってやっていますので、芸能活動が盛んな村になってもらいたいと思います。そして、我々のバンドの発表の場もふやしてもらいたいと思います。

士になりたいと思っていました。希望どおりの職場に勤めることができました。
最初のうちは、社長や先輩にならねがらの仕事でしたが、最近あまりどならねなくなりまし。これからは、一日も早く整備士の資格をとりたいと思います。

◎今後の鹿部村について
十二月一日から念願の鹿部町になるという事で大変おめでとございます。
町制が施行されることで、今以上に活気に満ちた、明るい町として発展してもらいたいと思います。

四人でやっています。
はじめのころは、会社づとめの方がいいと思いましたが、最近では販売の面白さがわかり、だんだん楽しくなってきました。
これからは、サービス、信頼のある、安い皆様の店カサイを目標に頑張りたいと思います。

だらしがない

暑さが厳しくなると、服装もとかく乱れがちで「だらしがない」としかられるケースも多くなりま

物事のけじめ、節度を意味するこの「だらし」の語源には定説がありません。ただ、古くは「だら」と「し」が逆で、「しだらなし」が、いまの「だらしなし」と同じ意味に使われていました。「しだら」は歌や舞に合わせて打つ手拍子のこと

で、それがきちんとしていないのを「しだらなし」といったものとされて

もつとも「しだら」には、仏教の経典をさすサンスクリット語の修多羅(しゆたら)にもつくとする説、自堕落(じだらく)からきたとする説などもあつて、はっきりしません。

また「しどろなし」は秩序がなく乱れているさまをいう古語ですが、この「しどろ」と「しだら」の関係もよく分かりません。

「だらしがない」という言葉の履歴書としては、だらしがない説明としかられてしまいそうですが、確かな説がないのであしからず。

緑化推進連絡会議

中曽根総理が内政の重要課題の一つとして提唱した、緑化の推進を具体化するために、これまで進めてきた緑化政策を総合的・効率的に進めるようにと総理府に設けられた関係省庁の連絡調整機関。

三月一日の閣議で設置が決まり、同四日に初会合が開かれました。総理府総務長官を議長に、農林水産省、建設省など、関係十省庁の局長クラスで構成されています。

四月十四日の連絡会議で決まった「緑化推進運動の実施方針」によると、「市町村を主体として国民が広く参加し得る緑化運動が、地域の実情に即して全国的に展開することとし、国や都道府県はこれに積極的に協力していく」としています。

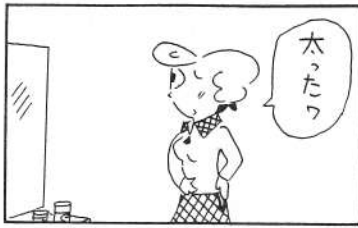
国としては、国有林などを活用した各種の森林づくり、都市公園などの国有地の活用や技術的援助、苗木種子のあつせんなどを推進するとともに、都道府県に対し市区町村の行う緑化事業に必要な助言等を行うよう要請する予定です。みんなでグリーン・パワーを盛り上げましょう。



言葉の履歴書

さわやか君

西村 宗



問 最近鹿部に引越しをして来たのですが、中央公民館で図書の貸出しをしていると聞きました。土曜、日曜でも貸出しするのか、また何日位貸すのか、その他図書の貸出しについて教えて下さい。

(宇宮浜 一村民)



-23-

答

中央公民館図書室では、児童、生徒、一般の方々へ図書の貸出しを次のように行っています。

○貸出日及び時間

月曜日～金曜日

午前九時～午後四時三十分

土曜、日曜は貸出しをしません。

○貸出期間

五日間(貸出日を含む)

○貸出冊数

一回二冊まで

○貸出料

無料

○手続

借りたい本を公民館内貸出窓

口へお出し下さい。

児童、生徒への貸出数は相当ありますが、一般の方は少ないので中央公民館図書室をどしどしご利用下さい。

また、図書室ではみなさんのご希望により購入図書を選定いたしますのでお読みになりたい本がありましたら、図書室へお申し出下さい。

(中央公民館 図書室)

広報係から

○「ここが聞きたい」の質問をお待ちしております。

○「フレッシュユさん」の登場者を推せんして下さい。

◎あて先 役場内企画管財課

広報係

おわびと訂正

八、九月号六、七ページ中「踊り山に参加して」は、宇宮浜岩島まり子さんの投稿によるものでしたが、名前が脱落しておりましたので追加しておわび申し上げます。

世帯と人口

(58・9・30現在)
()は前月比です。

世帯数	1,324世帯 (+3)
男	2,538人 (+6)
女	2,549人 (-2)
計	5,087人 (+4)



おくやみ
もうしあげます



おたんじょう
おめでとう

宮川	小林	木村	氏名	青山	佐藤	天藤	伊藤	野田	熊川	松川	吉川	本田	氏名
キヨ	悦	喜一郎	名	良	亮	綾	乃	真由子	英史	英太	亮太	亜矢子	名
七二才	四九才	七九才	享年	涉	幹	晃	順	英	明	弘	樹	信之	父
鹿部	鹿部	鹿部	住所	本	鹿	鹿	宮	宮	宮	本	鹿	鹿	住所
部	部	部	別所	別	部	部	浜	浜	浜	別	部	部	別所

11月の救急病院

11月3日	安田	医院	(七飯町)	☎0138(65)7341
11月6日	リハビリテーション診療所	(鹿部村)	☎ (7)3321	
11月13日	笹本	病院	(七飯町)	☎0138(65)7131
11月20日	野本	医院	(大野町)	☎0138(77)8140
11月23日	遠藤	医院	(七飯町)	☎0138(67)2070
11月27日	安田	医院	(七飯町)	☎0138(65)7341

——診療時間は午前9時～午前4時——